



医療保険制度のお話

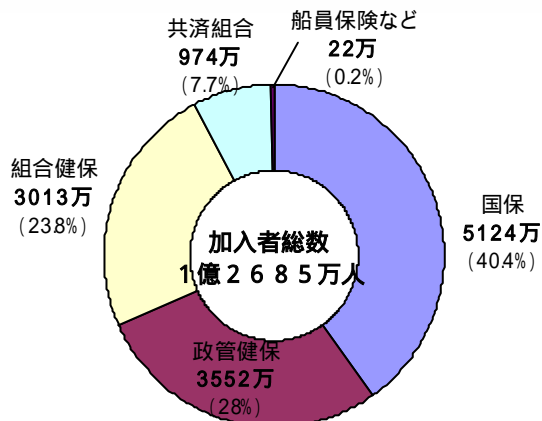
皆さんが医療機関で診察を受ける時に忘れてはならないものの1つとして、健康保険証があります。これは、医療保険の適用対象者であることを証明してくれる大切なもので、自由に医療機関を選び、保険診療を受ける事を可能にします。今回は、私達の日常生活に欠かせないこの医療保険についてのお話です。

～始まりは？～

病気やケガをした人が容易に医療を受けられるように保護することを医療保障といい、保険によって保障する医療保険制度と国や自治体等の費用（公費）で保障する公費負担医療制度の2種類があります。日本の医療保険の始まりは大正11年（1922年）ですが、当時適用を受けることが出来たのは、特定の事業所の一部の労働者にすぎず、昭和36年（1961年）4月、全ての国民が何らかの医療保険に加入する「国民皆保険制度」が実施されるようになり、現在に至っています。

～一般の保険との違いは？～

医療保険が、火災保険等いわゆる保険会社の保険と違うところは、個人の自由意志による任意加入ではなく、いずれかの保険に加入しなければならない強制加入であり、保険料の多い少ないに関係なく同じ給付が行われるところです。このような違いがある理由は、火災保険等は保険会社が企業として一定の利益を上げる目的で運営されるものであるのに対して、医療保険は病気やケガをした場合に、全ての国民が等しくある範囲の保険の給付を受けることが出来るように保障することを目的として行われているからです。米国では、公的医療保険は高齢者や低所得者に限られ、それ以外の人企業などを通じて民間保険に入っています。また、必ずしも患者が自由に医療機関を選べるというわけでもなく、保険に入らない人が4千万人以上いるといわれる程日本と大きな違いがあります。



～日本の医療保険加入者数～

(2004年3月31日調査結果・四捨五入の為合計は100%にならない)



～ 保険の財源は？～

救済を必要とする国民を平等に保護することを社会保障といいますが、医療保険は社会保障制度の1つなのです。財源についても、個人が納める保険料の他に、事業主、国、市町村等がそれぞれ法律の定めに従って負担する部分があります。このように保険料を払った人が保険で医療を受けられる日本の制度を「社会保険方式」といいます。英国のようにほとんど税金で賄う国もありますが、予算を使い切ってしまう治療が先延ばしされる事も起きるため、突然のケガや自分の診てほしい時などいつでも診察してもらえる「社会保険方式」は安心感が得られる長所があります。

～ 保険診療のルール？～

医療機関では、健康保険法をはじめとして療養担当規則、診療報酬請求手続などに関するルールのもとで保険診療を行っています。限られた財源を国民の医療に十分に役立てるために、保険による診療の範囲や基準が定められているのです。また、医療機関に健康保険証を提示すれば、どんな事でも保険診療で受けられるというわけではなく、具体的にあげると次のようなものが保険診療で認められていません。

- 隆鼻術、豊胸術、二重まぶたにする手術、歯列矯正など単に美容を目的とする場合。
- 種痘や日本脳炎等の予防接種。
- 業務上又は通勤災害による病気やケガの場合。
- 一般的な健康診断や人間ドック、脳ドック等。
- 正常な妊娠や分娩時の医師の診療等。(ただし、異常があって医師の手当てを必要とする場合は保険診療の扱いとなります)

このように医療保険には様々な決まり事がありますが、医療機関に効率良く通い安心して治療を受け健康を維持すれば、私達の生活をより豊かにする重要な役割を担っているものです。今回は基礎的なお話でしたが、次の機会には医療保険の種類や医療機関の診療費請求の流れなどを詳しく説明します。これからも、皆さんがより深く医療保険の内容をご理解いただけるようお手伝いしていききたいと思います。

江別脳神経外科

江別市中央町1-12(3番通り沿い)

TEL(011)391-3333 FAX(011)391-3311

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00						
午後 2:00~6:00				/	/	/

